

別紙

処 分 説 明 書				
<p>地方公務員法第 49 条第 1 項の規定により、職員の懲戒（分限）に関する処分説明書を交付する。</p>				
年 月 日 任命権者 職 氏 名印				
被 処 分 者	所 職	属 名		氏 名
処分発令日	年 月 日			
根 拠 法 令				
処分の種類 及び程度				
処分の理由				
<p>(教示) この処分についての審査請求は、地方公務員法第 49 条の 2 の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に鳥取県人事委員会に対してすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は「被告を代表すべき者の名」となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>※ 被告を代表すべき者は、各任命権者を記載すること。ただし、警察本部については、鳥取県公安委員会とすること。</p>				